

益城町重度心身障害者医療費（重心医療） 助成の申請手続きが変更になります

重心医療費助成において、現物給付方式・自動償還払方式を導入します。

これにより、役場窓口への申請書等の提出が不要になります。（一部例外あり。裏面参照。）

7月診療分まではこれまでどおり役場窓口での申請が必要になります。ご注意ください。

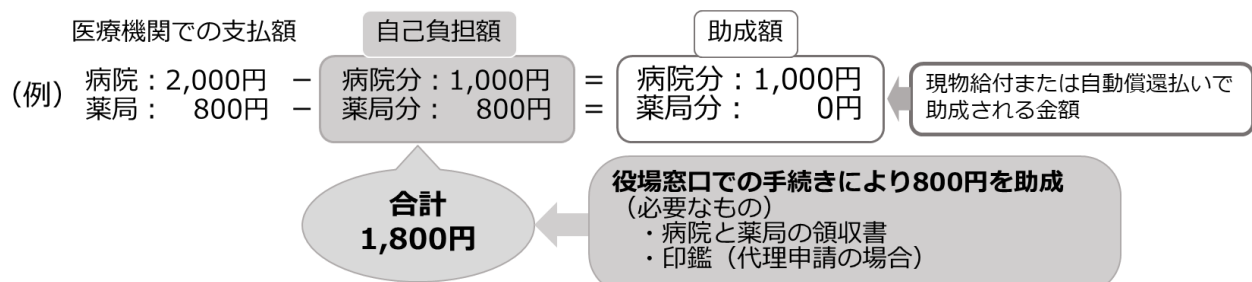
※加入している健康保険の種類によって方式が異なります。

健康保険の種類	支払方式	受診から支払いまでの流れ
国民健康保険 社会保険 （協会けんぽ、健康保険組合、 共済組合等）	現物給付方式 重心医療の自己負担額 【入院】 2,000円/月 【外来】 1,000円/月 までを医療機関窓口で支払う。 ※調剤薬局でも1,000円/月ま までのご負担をお願いします。 ※同一医療機関における同一 月の入院・外来などの区分ごと に、診療点数の総点数が7,000 点以上の場合、これまでどお り支払っていただく必要があ ります。	1. 県内医療機関を受診 ↓ 2. 健康保険証と重心医療受給資 格者証（うす紫色）を提示 （提 示がない場合、現物給付はでき ません） ↓ 3. 重心医療自己負担額を窓口で 支払う
後期高齢者医療保険 ※熊本県以外の後期高齢者医 療保険に加入されている方 は、これまでどおり役場窓口 での申請が必要です。	自動償還払方式 これまでどおり、健康保険での 一部負担金（1割～3割）を支 払う。 その後、町への申請は不要で、 重心医療自己負担額を差し引 いた差額が自動的に登録口座 へ振り込まれる。	1. 県内医療機関を受診 ↓ 2. 健康保険証を提示 ↓ 3. 健康保険の一部負担金を窓口 で支払う ↓ 4. <u>診療月から約4ヶ月後に自動 的に登録口座に振り込まれる</u>

<現物給付および自動償還払いにおける調剤薬局分の取扱いについて>

現物給付および自動償還払いでは、処方箋医療機関と調剤薬局の紐づけが困難なため、医療機
関と調剤薬局からそれぞれ自己負担額1,000円まで差し引いて助成を行います。

同一月の医療機関と調剤薬局の自己負担額の合計が1,000円を超えるときは、役場窓口へ医療
機関と調剤薬局の領収書を持参いただくことで、1,000円を超える部分について助成します。



（裏面の注意事項も必ずお読みください）

注意事項

1. 国民健康保険、社会保険の方は、医療機関窓口で「**益城町重度心身障害者医療受給者証**」（うす紫色）を必ずご提示ください。提示されない場合、現物給付を受けることができません。
※後期高齢者医療保険の方は現物給付の対象外です。
2. 次の場合は、受給者証を提示しても**現物給付の対象となりません。**これまでどおり、役場で申請いただいた後、登録口座へ振り込む「償還払方式」による助成を行います。
 - (1) **熊本県外**の医療機関・調剤薬局での診療及び調剤の費用
 - (2) **はり・きゅう・あんま・マッサージの施術**
 - (3) **治療用装具療養費**（例：医師の指示によりコルセットを作成した場合 等）
 - (4) **70歳以上**で国民健康保険や社会保険に加入されている方
 - (5) 同一医療機関における同一月の入院・外来などの区分ごとに、診療点数の総点数が 7,000 点以上の場合
※月の途中で診療点数の総点数が 7,000 点以上になる場合は、医療機関において一部負担金の全額をさかのぼってお支払いいただく必要があります。ご了承ください。
3. 医療費が高額になる場合は、「**限度額適用認定証**」のご提示もお願いします。また、更生医療（人工透析等）や特定疾病、特定疾患（難病）、精神通院等の受給者証をお持ちの方は、そちらの受給者証もあわせてご提示をお願いします。
4. **重心医療、こども医療、ひとり親医療の併用はできません。**（いずれか1つを選択）
5. ご加入の健康保険組合等から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いて助成します。助成金を支給した後に高額療養費または付加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部または一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。
6. 助成金の支払い（自動償還払方式・償還払方式）について
令和6年8月診療分からは、以下のとおりとなります。

国民健康保険・社会保険の方	原則、診療月の <u>3か月後</u> に支払い
後期高齢者医療保険の方	原則、診療月の <u>4か月後</u> に支払い

※医療機関からのレセプトデータで金額等を確認して支払うため、レセプトデータの提供が遅れるなどした場合には、助成金の支払月も遅れる場合があります。

次のようなときは、役場への届出が必要です

- 住所や氏名が変わったとき
- 加入している健康保険が変わったとき
- 益城町外へ転出するとき
- 受給資格者証を紛失したとき
- 生活保護を受けることになったとき
- 受給資格者が亡くなったとき

問い合わせ先：益城町福祉課 障がい支援係

〒861-2295 益城町大字宮園 702 電話：096-286-3115（直通）/Fax：096-286-4523